

○国土交通省告示第二百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年一月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同市中央区黒髪六丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目、黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内
- 2 使用の部分 熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目、黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市東区渡鹿八丁目地内までの一級河川白川水系白川（以下「白川」という。）左岸の延長1,610mの区間及び熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同区黒髪六丁目地内までの白川右岸の延長1,600mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川白川水系白川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

白川は、熊本県阿蘇郡高森町に位置する根子岳を水源とし、支川の黒川と合流しながら熊本平野を貫流して有明海に注ぐ幹川流路延長74km、流域面積480km²に及ぶ河川である。

白川は、その流域に熊本市の市街地等を擁する治水上重要な河川であるが、上流部は年平均降水量が約3,250mmに達する多雨地域であり、中流部は河床勾配が急で、下流部は川幅が狭小であることから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和28年6月には白川流域で既往最大の洪水に見舞われたほか、近年では、平成2年7月の梅雨前線に伴う豪雨で、死者・行方不明者14名、全半壊家屋146戸、一部破損家屋250戸、床上浸水家屋1,614戸及び床下浸水家屋2,200戸、平成24年7月の九州北部豪雨で全半壊家屋183戸、床上浸水家屋2,011戸及び床下浸水家屋789戸の甚大な被害が発生している。

白川水系の治水対策は、平成12年12月に白川水系河川整備基本方針が、平成14年7月に白川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和55年8月及び平成2年7月の洪水に対応し、基準地点である代継橋における河道配分流量2,000m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。また、平成24年7月の九州北部豪雨により白川上流部において甚大な家屋浸水被害が発生したことから、現在、河川激甚災害対策特別緊急事業として、上流部の堤防整備を進めているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者

が平成25年11月に任意で工事实施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成25年12月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコガタノゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているキイロサナエその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち1箇所については熊本県教育委員会との協議の結果、発掘調査は不要とされている。起業者は、残る2箇所についても同教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤案（以下「申請案」という。）及び河床掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得及び移転対象物件が発生するものの、上下流も含め大規模な掘削が必要となる河床掘削案に対し、低水路については改変が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、河床掘削案では9箇所生じる橋梁架替工事が1箇所で済むとともに堰の改築等が生じないことなどから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、白川流域の自治体の長等からなる白川改修・立野ダム建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県熊本市中央区役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目、黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内